証券コード　3150
2024年６月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月４日)

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番４号
株　式　会　社　グ　リ　ム　ス
代表取締役社長　田　中　政　臣

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(グリムス)又は証券コード(3150)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年６月25日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月26日（水曜日）午後１時
2．場　　所　東京都港区港南1-6-31　品川東急ビル 8F　AP品川
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　1．第19期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第19期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

4．議決権の行使についてのご案内
(1)　書面による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年６月25日（火曜日）　午後６時までに到着するようご返送ください。書面による議決権行使において議案の賛否欄に記載がない場合の取扱いについては、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
(2)　インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2024年６月25日（火曜日）　午後６時までに行使してください。
(3)　書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/)及び東証ウェブサイト(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)に掲載しておりますので、書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.gremz.co.jp/ir/stock/meeting.html#/)及び東証ウェブサイト(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)に修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて
（1）インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net
（2）スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。
※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて
（1）インターネット等により議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）議決権の行使期限は、2024年６月25日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
（3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（3）議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
［電話］0120（652）031 （受付時間 9:00～21:00）
（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
・お取引口座を開設されている証券会社
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
・三井住友信託銀行 証券代行事務センター
［電話］0120（782）031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

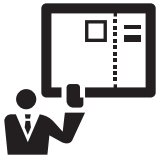

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月26日（水曜日）
午後１時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後６時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月25日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

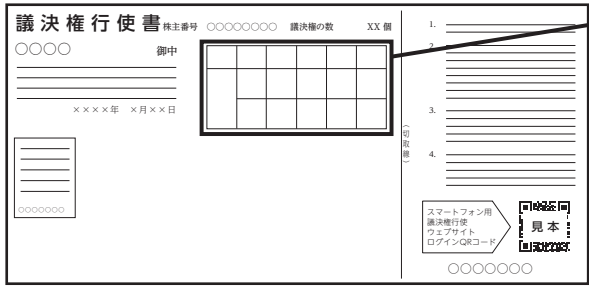

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１号、第４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号、第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。

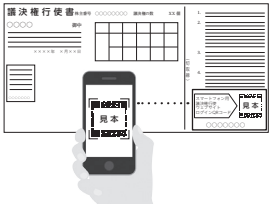

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

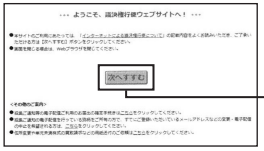

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120−652−031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、雇用・所得環境や企業収益の改善、設備投資に持ち直しの動きがあるなど、景気は緩やかな回復傾向がみられるものの、円安の進行を背景とした物価上昇や、個人消費の持ち直しに足踏みがみられるなど、不透明な状況が続いております。

当社グループにつきましては、電力コストの高騰、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大を背景に、事業用太陽光発電システムを成長の主軸として販売を拡大するとともに、電力小売については、大手電力会社の規制料金改定に伴い、低圧電力の新プラン（バリュープラン・シンプルプラン）を導入したほか、低圧電力における独自燃調（電力市場調達コストの一部を電気代に反映する仕組み）の運用や高圧電力における市場価格連動型契約の促進による電力調達価格変動リスクの低減といった取り組みをいたしました。また、安定的な需要があるコスト削減・省エネルギー・再生可能エネルギー関連の商品・サービスについては、事業者向け・一般消費者向けのいずれも受注は好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は29,908百万円（前期比4.7％減）、営業利益は5,217百万円（前期比44.9％増）、経常利益は5,268百万円（前期比42.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,540百万円（前期比43.6％増）となりました。各利益は過去最高を更新しております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、電力の自家消費を提案する事業用太陽光発電システムを主力商材とし、また、事業者のコスト削減のための電力基本料金削減コンサルティングやＩｏＴ機器、省エネルギー化のための業務用エアコン・トランスなどの各種省エネ設備を販売し、顧客に電力の運用改善・設備改善などの提案をしてまいりました。

その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は7,734百万円（前期比39.9%増）、セグメント利益は3,030百万円（前期比45.7%増）となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、脱炭素による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、太陽光発電の10年間の固定価格買取制度の適用が終わる卒FIT案件の増加といった市場環境、住宅のエネルギーレジリエンス強化へのニーズにより蓄電池への需要があることから、蓄電池の販売を推進いたしました。

その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は4,440百万円（前期比10.6%増）、セグメント利益は587百万円（前期比18.3%増）となりました。

〔小売電気事業〕

小売電気事業につきましては、電力市場価格の低下等により売上高が減少した一方、リスクヘッジ施策の効果に加え電力市場価格の低位安定により、利益が拡大いたしました。

その結果、小売電気事業の売上高は17,733百万円（前期比18.8%減）、セグメント利益は2,267百万円（前期比25.9%増）となりました。

事業区分	売上高	構成比
エネルギーコストソリューション事業	7,734,779千円	25.9%
スマートハウスプロジェクト事業	4,440,137千円	14.8%
小売電気事業	17,733,488千円	59.3%
合計	29,908,405千円	100%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は157,688千円であり、その主なものは、事務所設備等137,598千円、車輌8,653千円、ソフトウェア11,437千円の固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金1,500,000千円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2021年３月期)	第17期 (2022年３月期)	第18期 (2023年３月期)	第19期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高(千円)	19,311,987	23,252,073	31,392,100	29,908,405
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,120,664	2,158,911	2,465,253	3,540,502
１株当たり当期純利益(円)	49.45	94.81	108.19	153.83
総資産(千円)	12,919,179	13,617,441	17,217,961	21,612,408
純資産(千円)	6,016,976	7,968,010	10,008,947	12,991,679
１株当たり純資産額(円)	263.79	348.55	434.39	558.56

(注) 当社は、2020年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2021年３月期)	第17期 (2022年３月期)	第18期 (2023年３月期)	第19期 (当事業年度) (2024年３月期)
売上高(千円)	1,594,641	1,583,646	2,130,293	2,409,663
当期純利益(千円)	810,602	972,992	1,144,181	1,459,518
１株当たり当期純利益(円)	35.77	42.73	50.22	63.41
総資産(千円)	5,057,845	5,207,215	6,878,101	7,554,124
純資産(千円)	2,735,601	3,334,869	4,121,102	4,956,482
１株当たり純資産額(円)	119.68	145.15	177.49	210.75

(注) 当社は、2020年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社ＧＲコンサルティング	20,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング
株式会社グリムスパワー	30,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング及び電力の小売
株式会社グリムスエナジー	10,000千円	100.0%	電力料金削減コンサルティング
株式会社グリムスソーラー	10,000千円	100.0%	住宅用太陽光発電システム等の販売及び再生可能エネルギー開発事業

(注) 1．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社であります。
2．当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、現在、電力料金削減コンサルティング、太陽光発電システムや各種省エネ設備、電力の小売、蓄電池、再生可能エネルギー開発事業といった商品・サービスの販売を中心とした収益構造となっておりますが、今後の継続的成長による企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を重要な経営課題として考えております。

① 人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業者を対象とする電力料金削減に関するコンサルティング、事業用太陽光発電システムや各種省エネ設備の販売、電力の小売、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システムや蓄電池の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

電力料金削減に関するコンサルティングにおいては、顧客情報に基づいた営業支援システム等の効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客応対スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、催事を活用した販売や提携販売については、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

② 収益基盤の強化

当社グループが行う事業の収益構造は、電力基本料金削減コンサルティングに伴う電子ブレーカーの販売、各種省エネ設備の販売、太陽光発電システム等の販売といった、物品の販売によるフロー収益と、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売、電子ブレーカーのレンタル、売電収益、電力の小売といった、継続的な利益を得るストック収益の２種類の収益構造の形態があります。

今後、持続的に成長していくために、安定的な収益基盤を確立するためのストック収益を拡充することが重要な課題と認識しております。ストック収益としての電力の小売は電力市場価格の変動により業績が大きく変動する傾向があるため、独自燃調の導入や相対電源の確保、市場価格連動型契約の推進などのリスクヘッジ施策により業績の変動を抑え、安定的なストック収益源とする方針です。

③ 法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じ説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入に

おけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底して参ります。

④ 内部統制システムの強化

当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めて参ります。

⑸ 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

事業区分	事業内容
エネルギーコストソリューション事業	法人向け電力料金削減のコンサルティング及び事業用太陽光発電システム等省エネ設備の販売
スマートハウスプロジェクト事業	住宅用太陽光発電システム、蓄電池などのエネルギー関連商品を販売する事業及び再生可能エネルギー開発事業
小売電気事業	電力の小売

⑹ 主要な事業所（2024年３月31日現在）

当社	本社：東京都品川区
株式会社GRコンサルティング	本社：東京都品川区
	大阪営業部：大阪府大阪市西区
	名古屋営業部：愛知県名古屋市中村区
株式会社グリムスパワー	本社：東京都品川区
株式会社グリムスエナジー	本社：東京都品川区
株式会社グリムスソーラー	本社：東京都品川区
	名古屋営業所：愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所：大阪府大阪市西区
	福岡営業所：福岡県福岡市博多区

⑺ **使用人の状況**（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギーコストソリューション事業	162名	43名増
スマートハウスプロジェクト事業	81名	9名増
小売電気事業	22名	4名減
事業区分計	265名	48名増
全社（共通）	19名	37名減
合計	284名	11名増

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	37名減	43.6歳	6.1年

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．使用人数が前事業年度に比べて37名減少しておりますが、その主な理由は、子会社への転籍によるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	1,515,005
株式会社みずほ銀行	831,684
株式会社三井住友銀行	400,000
株式会社三菱UFJ銀行	240,000
日本生命保険相互会社	226,750
株式会社商工組合中央金庫	208,200
株式会社日本政策金融公庫	183,360
三井住友信託銀行株式会社	160,000

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 48,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 23,814,800株

⑶ **株主数** 3,999名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
田中　政臣	10,790,000株	46.71%
㈱日本カストディ銀行（信託口）	1,846,000株	7.99%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	1,817,800株	7.87%
㈱エナリス	1,700,200株	7.36%
那須　慎一	682,800株	2.96%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	665,553株	2.88%
三浦　幹之	339,000株	1.47%
GOVERNMENT OF NORWAY	337,503株	1.46%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	216,400株	0.94%
特定有価証券信託受託者　㈱SMBC信託銀行	211,200株	0.91%

（注）１．当社は自己株式を712,793株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

⑴　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中　政臣	
代表取締役副社長	那須　慎一	
取締役	三浦　幹之	
取締役	善村　賢治	
取締役	加藤　孝介	
取締役	江田　千重子	
取締役（監査等委員・常勤）	手塚　博水	
取締役（監査等委員）	西本　昌道	
取締役（監査等委員）	福島　泰三	福島泰三公認会計士事務所　所長 明星監査法人　代表社員

（注）１．取締役江田千重子氏、取締役（監査等委員）手塚博水氏、西本昌道氏及び福島泰三氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）福島泰三氏は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集の充実を図り、監査・監督機能を強化するために、手塚博水氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役江田千重子氏、取締役（監査等委員）西本昌道氏及び福島泰三氏を、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役　江田千重子氏、手塚博水氏、西本昌道氏及び福島泰三氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び10頁「１.⑶②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役に支払った報酬等の総額

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	150,300 (6,500)	150,300 (6,500)	— (—)	— (—)	6名 (1名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 （うち社外役員）	163,800 (20,000)	163,800 (20,000)	— (—)	— (—)	9名 (4名)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役は３名）です。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。
4．業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業推進の成果を表す連結営業利益としております。また、当社の業績連動報酬は職位別の基準額に対して連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出いたします。

②取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等

当社は2021年３月15日開催の取締役会において、取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の決定を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役個人別報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

ア．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び現在は導入していないが株式報酬を導入することを検討し、実現した際は基本報酬、業績連動金銭報酬、株式報酬により構成することとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

イ．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標連結営業利益（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。
また、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬の導入を検討し、導入する際の株式付与数は役位に応じて決定するものとし、退任時に支給するものとする。

エ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。
取締役会（オの委任を受けた代表取締役社長）は答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を5～15%（業績目標達成時）とし、株式報酬導入後の構成比は導入の際検討する。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるもの(注)とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
(注)取締役会は、代表取締役社長田中政臣に委任しており、その理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を適正かつ効率的に行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）福島泰三氏は、福島泰三公認会計士事務所所長及び明星監査法人の代表社員であります。なお、当社と福島泰三公認会計士事務所及び明星監査法人との間に特別の関係はありません。

② 会社若しくは会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	期待される役割に関して行った職務の概要等
取締役 江田千重子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。また社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通し幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、また、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなどコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。
取締役（監査等委員・常勤） 手塚博水	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。特に経営、財務会計に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、委員長として監査機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 西本昌道	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。特に企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、経営者としての経験を生かした発言を行っております。
取締役（監査等委員） 福島泰三	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。特に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、財務会計に関する知識を生かした発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **会計監査人の名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,660千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,660千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１号各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、取締役（監査等委員）全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動方針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行う。

②　内部監査規程に基づき、内部監査室は業務監査及びコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査等委員会に報告する。

③　法令上疑義のある行為について、使用人等が内部通報を行う場合の窓口を、内部通報規程に基づき社外（顧問弁護士）に設置する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程や文書管理規程に基づき、総務部は取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、人事部、総務部、財務企画部、経理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は稟議規程や組織分掌権限規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

⑸　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグリムスグループとしての経営理念や企業行動方針を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行う。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経理部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

⑹ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。取締役（監査等委員）が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は取締役（監査等委員）に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

① 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

② 監査等委員会は、取締役及び使用人が定時又は臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。

③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

④ 監査等委員会への報告は取締役（監査等委員・常勤）への報告をもって行う。

⑻ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑼ 取締役（監査等委員）の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 取締役（監査等委員）からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 取締役（監査等委員）からの求めがある場合、取締役（監査等委員）の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

⑽ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役（監査等委員）は、取締役会・役員部長連絡会・その他取締役（監査等委員）が重要と認める会議に出席する。

② 取締役（監査等委員）は、決裁書・社内情報システム・その他取締役（監査等委員）が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。

③　取締役（監査等委員）は、毎月１回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行うとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記「業務の適正を確保するための体制」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度においての運用状況は次のとおりであります。

⑴　取締役会における決議事項

当社は「取締役会規程」に規定する「付議基準」に則り、取締役会への付議、報告を行っており、当事業年度においては年度予算、月次決算、規程類制定・改廃、適時開示書類、資金調達、子会社への貸付等の決議を行っております。

⑵　コンプライアンスについて

当社は、企業行動方針や各種の規程類の制定・改廃を通じて、法令・定款への適合を確保するとともに、内部監査室による監査を実施し、取締役及び取締役（監査等委員）への報告をしております。また、内部公益通報者を保護する観点から窓口を社外（顧問弁護士）に設置しております。

⑶　リスクマネジメントについて

当社は、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを識別、分析、評価し、定期的に見直しを実施し、対応策の実施状況を検証しております。

⑷　子会社経営管理について

各子会社の事業運営状況については、取締役会及び執行会議に報告が行われております。また、内部監査室は監査計画に則り各子会社の内部監査を実施しております。

⑸ **取締役の職務執行について**

当社は、原則毎月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決議するとともに、業務執行に関する報告を行い、取締役の職務執行に関する監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に則り、効率的な職務執行が行われるよう「役員部長連絡会」において周知徹底を行っております。

⑹ **取締役（監査等委員）の職務執行について**

取締役（監査等委員）は役員部長連絡会やその他重要な会議への出席を通じて、必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに決裁書等の業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど健全な経営体制と効率的な運用を図るため助言を行っております。また、取締役（監査等委員）は代表取締役、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努めております。

⑺ **内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価について**

当社は、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を定め、評価を行っております。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,913,486**	**流動負債**	**5,810,201**
現金及び預金	10,474,017	支払手形及び買掛金	2,143,052
受取手形、売掛金及び契約資産	3,635,167	短期借入金	100,000
商品	2,476,369	1年内返済予定の長期借入金	1,192,190
前払費用	147,554	未払金	953,782
未収還付法人税等	827	未払法人税等	1,080,144
未収消費税等	182,795	未払消費税等	249,175
その他	54,797	契約負債	63,174
貸倒引当金	△58,041	預り金	27,875
固定資産	**4,698,921**	その他	807
有形固定資産	**1,350,064**	**固定負債**	**2,810,527**
建物	79,761	長期借入金	2,472,809
機械及び装置	1,052,295	資産除去債務	79,105
車両運搬具	20,599	その他	258,613
工具、器具及び備品	60,923	**負債合計**	**8,620,729**
土地	123,877	**純資産の部**	
建設仮勘定	12,606	**株主資本**	**12,919,359**
無形固定資産	**208,718**	**資本金**	**708,306**
ソフトウエア	208,718	**資本剰余金**	**446,919**
投資その他の資産	**3,140,138**	**利益剰余金**	**12,246,603**
投資有価証券	2,378,814	**自己株式**	**△482,470**
繰延税金資産	330,767	**その他の包括利益累計額**	**△15,486**
敷金及び保証金	381,219	その他有価証券評価差額金	△15,486
その他	49,337	**新株予約権**	**87,806**
		純資産合計	**12,991,679**
資産合計	**21,612,408**	**負債純資産合計**	**21,612,408**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**29,908,405**
売上原価		**20,650,654**
売上総利益		**9,257,750**
販売費及び一般管理費		4,040,214
営業利益		**5,217,536**
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	58,203	
受取手数料	15,788	
受取保険料	12,082	
その他	5,259	91,416
営業外費用		
支払利息	13,030	
減価償却費	15,332	
その他	11,818	40,181
経常利益		**5,268,770**
特別利益		
固定資産売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	3,678	
固定資産売却損	927	
盗難損失	45,943	50,550
税金等調整前当期純利益		**5,218,265**
法人税、住民税及び事業税	1,797,424	
法人税等調整額	△119,661	1,677,763
当期純利益		**3,540,502**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,540,502**

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年４月１日残高	670,011	408,624	9,442,237	△482,394	10,038,479
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	38,295	38,295	－	－	76,590
剰余金の配当	－	－	△736,136	－	△736,136
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,540,502	－	3,540,502
自己株式の取得	－	－	－	△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	38,295	38,295	2,804,365	△75	2,880,880
2024年３月31日残高	708,306	446,919	12,246,603	△482,470	12,919,359

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
2023年４月１日残高	△16,650	△66,367	△83,018	53,485	10,008,947
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	76,590
剰余金の配当	－	－	－	－	△736,136
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	3,540,502
自己株式の取得	－	－	－	－	△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,164	66,367	67,531	34,320	101,852
当期変動額合計	1,164	66,367	67,531	34,320	2,982,732
2024年３月31日残高	△15,486	－	△15,486	87,806	12,991,679

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,803,012**	**流動負債**	**1,077,345**
現金及び預金	3,067,319	１年内返済予定の長期借入金	752,916
前払費用	60,145	未払金	137,673
未収入金	375,060	未払費用	203
未収還付法人税等	485	未払法人税等	114,542
短期貸付金	300,000	未払消費税等	64,697
固定資産	**3,751,112**	預り金	6,590
有形固定資産	**110,795**	前受収益	721
建物	75,925	**固定負債**	**1,520,296**
車両運搬具	3,491	長期借入金	1,351,968
工具、器具及び備品	18,078	資産除去債務	54,562
土地	693	その他	113,765
建設仮勘定	12,606	**負債合計**	**2,597,641**
無形固定資産	**208,241**	**純資産の部**	
ソフトウエア	208,241	**株主資本**	**4,884,163**
投資その他の資産	**3,432,074**	**資本金**	**708,306**
投資有価証券	2,378,814	**資本剰余金**	**446,919**
関係会社株式	783,905	資本準備金	446,919
出資金	20	**利益剰余金**	**4,211,407**
繰延税金資産	82,260	その他利益剰余金	4,211,407
敷金及び保証金	140,645	繰越利益剰余金	4,211,407
その他	46,428	**自己株式**	**△482,470**
		評価・換算差額等	**△15,486**
		その他有価証券評価差額金	△15,486
		新株予約権	**87,806**
		純資産合計	**4,956,482**
資産合計	**7,554,124**	**負債純資産合計**	**7,554,124**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,409,663**
売上原価		**－**
売上総利益		**2,409,663**
販売費及び一般管理費		668,574
営業利益		**1,741,089**
営業外収益		
受取利息	1,658	
受取配当金	58,203	
賃貸収入	199,622	
その他	1,524	261,009
営業外費用		
支払利息	9,559	
賃貸原価	199,622	
その他	92	209,274
経常利益		**1,792,824**
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**1,792,824**
法人税、住民税及び事業税	337,023	
法人税等調整額	△3,718	333,305
当期純利益		**1,459,518**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年４月１日残高	670,011	408,624	408,624	3,488,025	3,488,025	△482,394	4,084,267
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	38,295	38,295	38,295	－	－	－	76,590
剰余金の配当	－	－	－	△736,136	△736,136	－	△736,136
当期純利益	－	－	－	1,459,518	1,459,518	－	1,459,518
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	38,295	38,295	38,295	723,381	723,381	△75	799,896
2024年３月31日残高	708,306	446,919	446,919	4,211,407	4,211,407	△482,470	4,884,163

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年４月１日残高	△16,650	△16,650	53,485	4,121,102
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	76,590
剰余金の配当	－	－	－	△736,136
当期純利益	－	－	－	1,459,518
自己株式の取得	－	－	－	△75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,164	1,164	34,320	35,484
当期変動額合計	1,164	1,164	34,320	835,380
2024年３月31日残高	△15,486	△15,486	87,806	4,956,482

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月28日

株式会社グリムス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪俣　雅弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原　幸夫

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グリムスの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月28日

株式会社グリムス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪俣　雅弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原　幸夫

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グリムスの2023年４月１日から2024年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年4月１日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社グリムス　監査等委員会

監査等委員（常勤）	手　塚　博　水　㊞
監査等委員	西　本　昌　道　㊞
監査等委員	福　島　泰　三　㊞

（注）　監査等委員手塚博水、西本昌道及び福島泰三は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

第19期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元策の一環として、配当を実施するという方針のもと、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金32円　総額739,264,224円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2024年６月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役１名を含む取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	田中 政臣 (1978年10月21日)	1999年10月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 2003年４月　株式会社テレウェイヴリンクス（現：株式会社アイフラッグ）取締役就任 2004年６月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）取締役就任 2005年７月　当社代表取締役社長就任（現任）	10,790,000株
2	那須 慎一 (1975年11月23日)	1999年10月　株式会社テレウェイヴ（現：株式会社アイフラッグ）入社 2003年10月　株式会社アントレプレナー入社 2004年11月　同社取締役就任 2006年７月　当社取締役就任 2007年４月　当社常務取締役就任　営業本部長 2011年４月　株式会社グリムスソーラー代表取締役社長就任 株式会社ＧＲコンサルティング代表取締役社長就任 2012年12月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）代表取締役社長就任 2013年６月　当社代表取締役副社長就任（現任）	682,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	三浦幹之 (1974年４月19日)	1995年４月　キャンシステム株式会社入社 1997年９月　株式会社テレウェイヴ （現：株式会社アイフラッグ）入社 2003年１月　工事ドットネット株式会社 （現：株式会社アントレプレナー）入社 2005年７月　当社監査役就任 2005年８月　当社業務部長 2007年４月　当社営業本部副本部長 2009年６月　当社取締役就任（現任） 2012年４月　株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社ＧＲコンサルティング取締役就任 2012年12月　株式会社ＧＦライテック （現：株式会社グリムスパワー）取締役就任 2013年４月　株式会社ＧＲコンサルティング 代表取締役社長就任 2016年２月　株式会社グリムスパワー代表取締役社長就任 2019年４月　同社取締役就任（現任） 2021年４月　株式会社ＧＲコンサルティング 取締役就任（現任）	339,000株
4	善村賢治 (1959年２月24日)	1978年４月　大倉商事株式会社 （現：株式会社大蔵）入社 1979年３月　大増商事株式会社入社 1982年３月　アコム株式会社入社 1998年２月　株式会社キッド入社 1999年４月　同社取締役就任 2000年11月　株式会社サクセス取締役就任 2004年８月　同社常務取締役就任 2005年11月　株式会社ジー・モード入社 管理本部長 2006年６月　同社取締役就任 2007年１月　同社取締役経営企画室長 2008年４月　同社取締役管理本部長 2010年３月　株式会社アプリックス取締役就任 2012年10月　当社入社　管理統括部長 2013年６月　当社取締役就任（現任） 2015年６月　株式会社ＧＦライテック （現：株式会社グリムスパワー）取締役就任	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	加藤孝介 (1979年７月23日)	2003年４月　株式会社テレウェイヴリンクス （現：株式会社アイフラッグ）入社 2005年９月　当社入社 2011年４月　株式会社グリムスソーラー取締役就任 2013年４月　同社代表取締役社長就任 2016年６月　当社取締役就任（現任） 2019年４月　株式会社グリムスソーラー取締役就任 2022年４月　同社代表取締役社長就任(現任)	113,200株
6	江田千重子 (1950年11月21日)	1985年９月　Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP （現 Milbank LLP）入所 1986年６月　米国ニューヨーク州弁護士登録 1990年６月　米国カリフォルニア州弁護士登録 1995年10月　Morrison & Foerster LLP入所 1998年９月　シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所入所 2003年７月　Johnson & Johnson, Law Department （本社法務本部）日本代表就任 2009年３月　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 代表取締役就任 ヤンセン・ファーマ株式会社 取締役就任 2018年１月　株式会社GSTV 取締役就任 2020年１月　当社顧問就任 2020年６月　当社取締役就任（現任） 2022年３月　株式会社成城石井監査役就任 2022年５月　株式会社成城石井監査等委員取締役就任	－株

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、16頁の事業報告「４.⑶役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

３．取締役候補者江田千重子氏は、社外取締役候補者であります。江田千重子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

４．江田千重子氏は、企業経営者としての豊富な経験と米国弁護士として企業法務に精通した幅広い法務的な知見に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割と責務を果たしており、また、当社のコンプライアンス対応の実施状況の点検や見直しなどコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。引き続き当該知見を生かして、社外取締役として適切な助言が期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。

５．江田千重子氏と当社の間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、江田千重子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	手塚博水（てづかひろみず） (1956年11月25日)	1981年４月　株式会社住友銀行 （現：株式会社三井住友銀行）入行 1985年10月　通商産業省（現：経済産業省）出向 1989年10月　株式会社日本総合研究所出向 2003年７月　朝日監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人) 企業公開部出向 2004年４月　ＳＭＢＣフレンド証券株式会社(現：ＳＭＢＣ日興証券株式会社)出向 2006年６月　当社顧問就任、当社常勤監査役就任 2011年４月　株式会社グリムスソーラー監査役就任 株式会社ＧＲコンサルティング 監査役就任 2012年12月　株式会社ＧＦライテック（現：株式会社グリムスパワー）監査役就任 2016年６月　当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	一株
2	西本昌道（にしもとまさみち） (1939年３月29日)	1964年４月　鐘淵紡績株式会社（現：クラシエホールディングス株式会社）入社 1964年10月　日本専売公社 （現：日本たばこ産業株式会社）入社 1991年６月　同社取締役就任　医薬事業部長 1993年６月　同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 1996年６月　同社専務取締役就任　医薬事業担当 1997年６月　有機合成薬品工業株式会社 専務取締役就任 1999年６月　同社代表取締役社長就任 2007年６月　同社取締役会長就任 2008年６月　同社相談役就任 2009年６月　当社監査役就任 2016年６月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2017年４月　株式会社キノファーマ監査役就任（現任）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	福島泰三（ふくしまたいぞう） (1970年6月3日)	1992年４月　株式会社ケー・イー・シー入社 1996年10月　太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年１月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2015年11月　阿久津・福島会計事務所設立 2015年12月　MMプリンシパルインベストメント株式会社取締役就任 2016年４月　株式会社OMGホールディングス取締役就任（現任） 2016年５月　株式会社アポロジャパン監査役就任 2016年６月　当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年９月　株式会社キーストーンテクノロジー取締役就任 2017年３月　株式会社オルツ監査役就任（現任） 株式会社シグリード取締役（監査等委員）就任 2017年６月　福島泰三公認会計士事務所設立同事務所所長就任（現任） 2017年９月　株式会社M＆Aの窓口取締役就任 明星監査法人設立　代表社員就任（現任） 2020年６月　株式会社クルーバー(現：株式会社アップガレージグループ)監査役就任 2020年10月　アットドウス株式会社監査役就任(現任) 2021年４月　株式会社クルーバー(現：株式会社アップガレージグループ)取締役就任(現任) 2021年５月　株式会社アポロジャパン取締役就任(現任)	一株

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、16頁の事業報告「４.⑶役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

３．取締役候補者手塚博水氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関等での豊富な実務経験と知識をもって、客観的立場から当社の経営を監督することが期待出来るため、選任をお願いするものであります。

４．取締役候補者西本昌道氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、企業経営者としての豊富な知識と実務経験をもって、客観的立場から当社の経営を監督することが期待出来るため、選任をお願いするものであります。

５．取締役候補者福島泰三氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務に精通しており、会社

経営を統括する十分な見識を有していることから、客観的立場から当社の経営を監督することが期待出来るため、選任をお願いするものであります。

6．取締役候補者手塚博水氏、取締役候補者西本昌道氏及び取締役候補者福島泰三氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。三氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって８年となります。なお、手塚博水氏、西本昌道氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

7．当社は、手塚博水氏、西本昌道氏及び福島泰三氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。三氏の再任が承認された場合には、三氏との当該契約を継続する予定であります。

8．当社は、西本昌道氏及び福島泰三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに三優監査法人を会計監査人として選任したいと存じます。

なお、監査等委員会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2024年４月１日現在）

名　　称	三優監査法人
事　務　所	主たる事務所　東京事務所　東京都新宿区西新宿1丁目24番1号 エステック情報ビル15階 その他の事務所　札幌事務所　名古屋事務所　大阪事務所　福岡事務所
関　与　会　社	218社
職　員　数	パートナー　45 名 公認会計士　124 名 その他専門職員　114 名 その他の事務職員　35 名
沿　　革	1986年10月　監査法人三優会計社として設立 1996年１月　ＢＤＯ Binder BV（現ＢＤＯ International Limited）と業務提携 1996年４月　三優監査法人に商号変更

以　上

（ご参考）

第2号議案及び第3号議案に付議する取締役候補者を含む当社の取締役の主な専門性と経験

氏名	当社における地位	事業マネジメント	業界知識	コンプライアンス/リスク管理	財務/会計	人材マネジメント	サステナビリティ
田中　政臣	代表取締役社長	○	○	○		○	○
那須　慎一	代表取締役副社長	○	○	○		○	○
三浦　幹之	取締役	○	○	○		○	
善村　賢治	取締役			○	○	○	○
加藤　孝介	取締役	○	○	○		○	
江田　千重子	取締役			○			
手塚　博水	監査等委員である取締役			○	○		
西本　昌道	監査等委員である取締役			○			
福島　泰三	監査等委員である取締役			○	○		

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

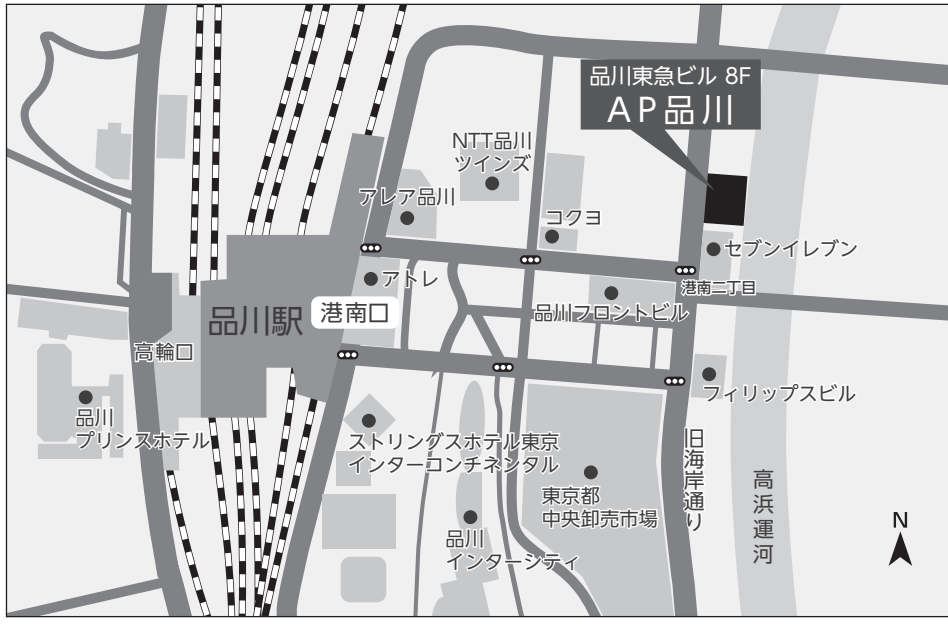

会　場　東京都港区港南1-6-31
品川東急ビル　8F
ＡＰ品川
お問い合せ先　（０３）３４７２－３１０９
最寄駅　ＪＲ線・京浜急行本線　品川駅 港南口　徒歩６分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK